

随意契約理由

令和 8 年(2026 年)3 月 26 日

| | |
|--------|--|
| 契約担当課名 | 家庭ごみ事業課 |
| 契約名称 | 豊中市ペットボトル売却（単価契約） |
| 契約概要 | 豊中市ペットボトル売却（単価契約） |
| 契約締結日 | 令和 8 年（2026 年）3 月 26 日 |
| 履行期間 | 令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から令和 9 年（2027 年）3 月 31 日 |
| 契約の相手方 | 米田産業株式会社 |
| 契約金額 | 単価（税別）：5 円/kg |
| 根拠法令 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 |
| 随意契約理由 | <p>本契約の履行にあたっては、市又は市の委託業者が収集、運搬するペットボトルの買取りができること、当該ペットボトルの搬入及び計量が行える処理施設を有していることが必要である。</p> <p>上記要件を満たす市内の業者が、令和 7 年度入札参加資格登録業者（物品不用品買受）のうち、米田産業株式会社以外になかったため、随意契約を締結するものである。</p> |
| 備考 | |